

政策統括官付情報政策担当
参事官室関係

社会保障分野における 番号制度の導入について

厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ① 悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- ② 唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③ 「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
- ④ 最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

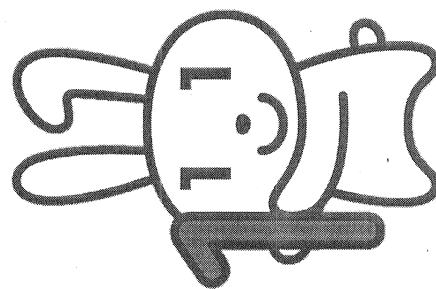
②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報の種類やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

- ◎個人が自分であることを証明するための仕組み
- ◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。
- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

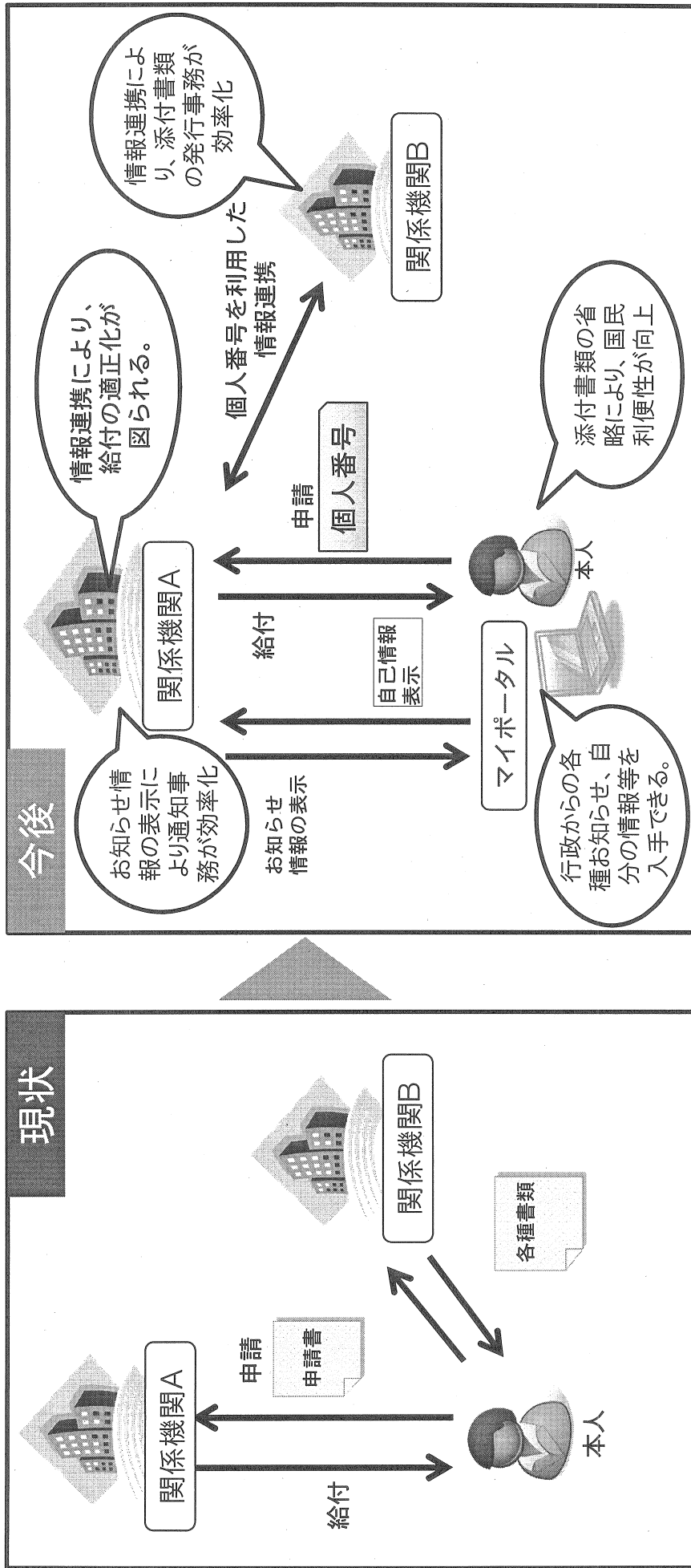


社会保障・税番号制度の全体スケジュール

平成25年5月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	システム改修等の設計・構築
平成27年10月～	<u>国民への個人番号の通知の開始</u>
平成28年1月～	<u>順次、個人番号の利用の開始</u> <u>個人番号カードの交付の開始</u> (個人の申請により市町村が交付)
平成29年1月～	国の機関間での情報連携の開始
平成29年7月～	<u>地方公共団体・医療保険者等との</u> <u>情報連携も開始</u>

社会保障分野における番号利用による効果

- ① 住民票・所得証明書等の添付省略
- ② 異なる制度間における給付調整の確実性の向上
- ③ 情報提供等記録開示システム(マイポータル)を活用したお知らせ情報の表示



○ 社会保障の手続では、所得証明書などの添付書類をAから求められた場合、本人はBから取得した上で申請している。

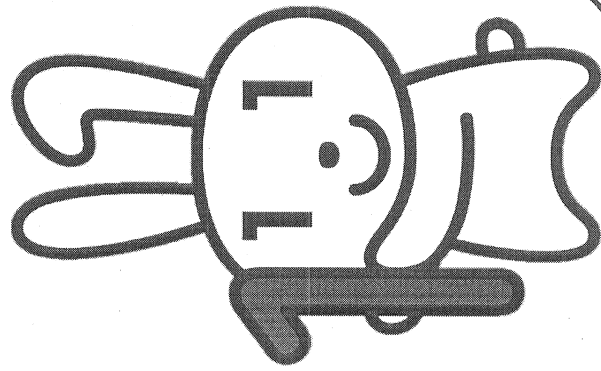
○ AとBとの間で併給を禁止している場合などは、本人の申告に基づき給付の調整をしている。

○ 番号制度導入後は、AとBの間で情報をやりとりすることで、添付書類の省略や給付の適正化が図られる。

地方公共団体の準備

1. 番号制度の導入に向けて

- 社会保障・税番号制度の導入により、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号を利用することとなります。
- これにより、同一の住民の方の情報を適切に管理することができようになるとともに、各種給付事務などに必要な、他の機関の保有する情報を、オンラインで共有することが可能になります。
- 地方公共団体における番号制度の導入準備については、当省の他、内閣官房、総務省から各種資料が提供されていますので、これら資料を確認の上、平成28年1月の番号利用開始及び平成29年7月の情報連携開始に向け、着実な準備を進めていただきますよう、よろしくお願ひします。



2. 地方公共団体の社会保障関係事務における番号利用の概要

番号利用：行政機関における個人番号を利用した対象者情報の管理（番号法別表第1関連）

- 行政機関は、番号法別表第1に規定する事務を処理するため、個人番号を利用した対象者情報の管理を行うことが可能。
- 行政機関は、個人番号が記載された申請書、届出書等の提出を受け、提出者その他必要な者（世帯員、児童等が想定される。）の個人番号を取得。
- このため、申請書、届出書等の記載事項、様式に個人番号・法人番号の追加を行う厚生労働省令の改正を実施予定。（H27.2現在、デジタルPMOで改正内容を掲載中）
一方、通知書等には、個人情報保護の観点から、原則個人番号の追加は行わないことが考えられる。

※ 制度導入の際に既に保有している対象者情報については、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が必要となる者等と個人番号との紐付け（初期突合）を実施。

(参考)

番号法第9条第1項

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

情報連携：情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携の実施・添付書類の省略（番号法別表第2関連）

- 情報照会機関は、番号法別表第2に規定する情報照会機関の事務を処理するため、対象者の同表に規定する情報（所得情報、住民票世帯情報等）を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供機関に照会。

※ 情報照会機関は、対象者の個人番号に対応する符号、情報項目、情報提供機関の名称等を指定して送信。

- 情報提供機関は、上記の情報照会機関からの照会を受け、対象者の番号法別表第2に規定する情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会機関に提供。

- 上記の情報提供が実施された場合においては、対象者の当該情報に係る添付書類が提出された取扱いとなり、当該書類の添付省略が可能となる。

(参考)

番号法第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行っている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

番号法第22条2項 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

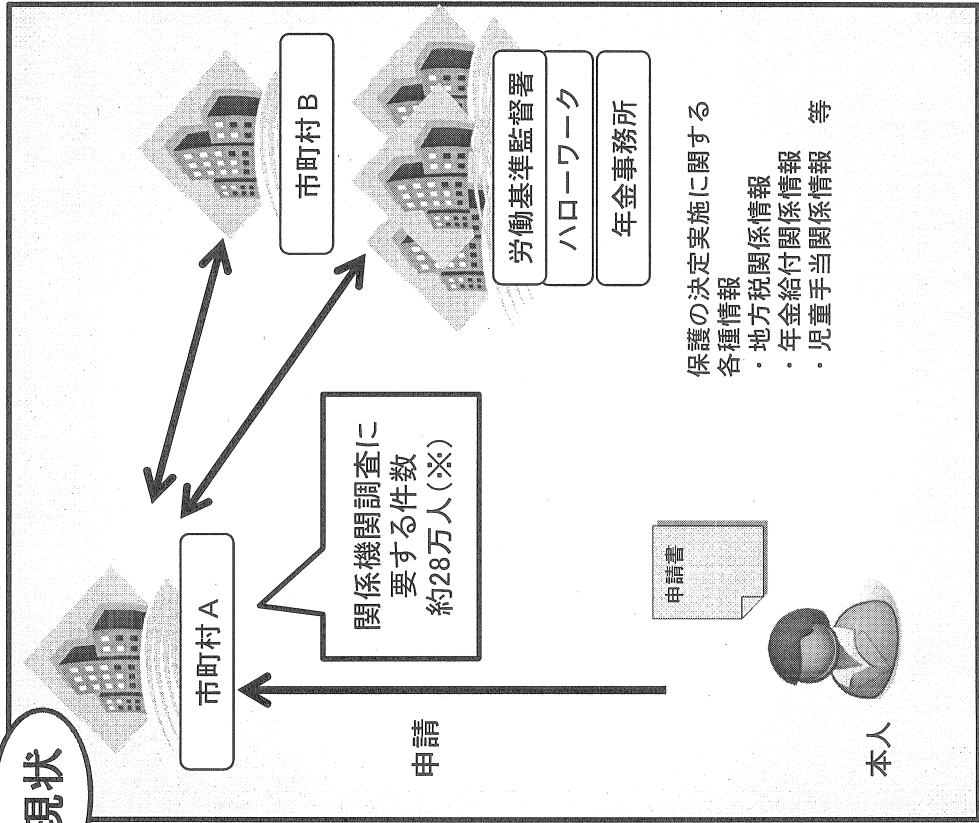
保護の決定実施に必要な調査

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更が有りうる。

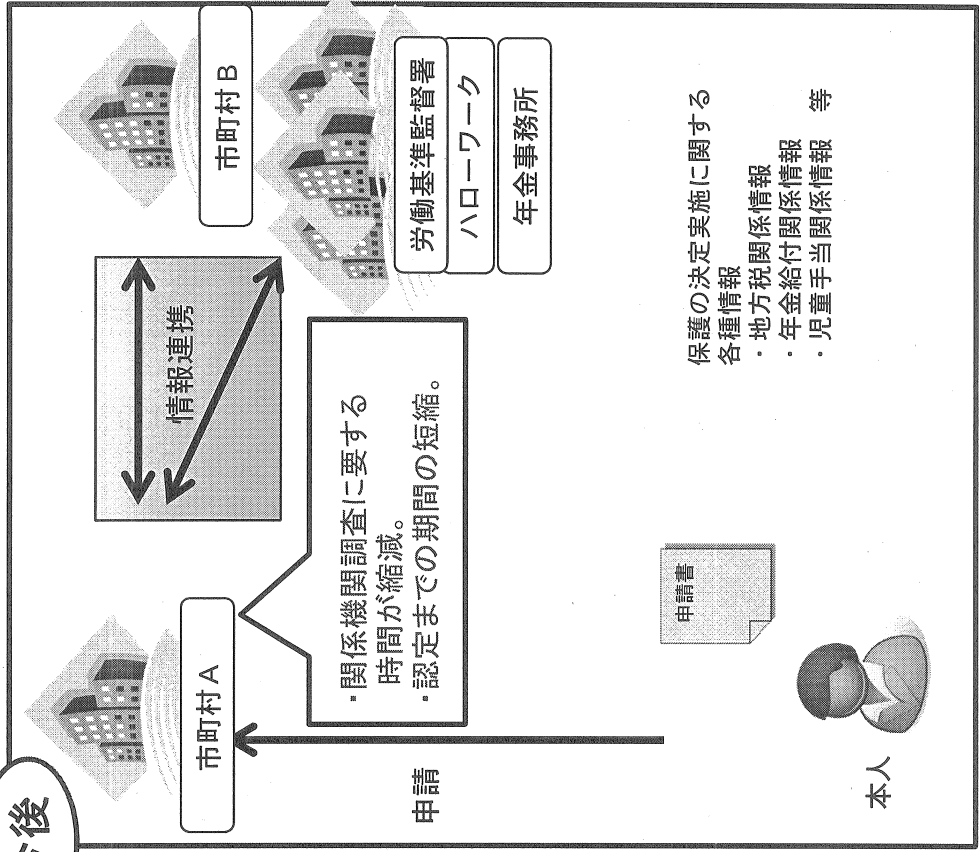
【制度の概要】

保護の決定実施のため、以下のような調査を実施。
 ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
 ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査

現状



今後



【番号制度導入後の効果】

必要に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて、保護の決定実施に関する情報を他市町村等に照会。当該情報等に基づき保護の決定実施。

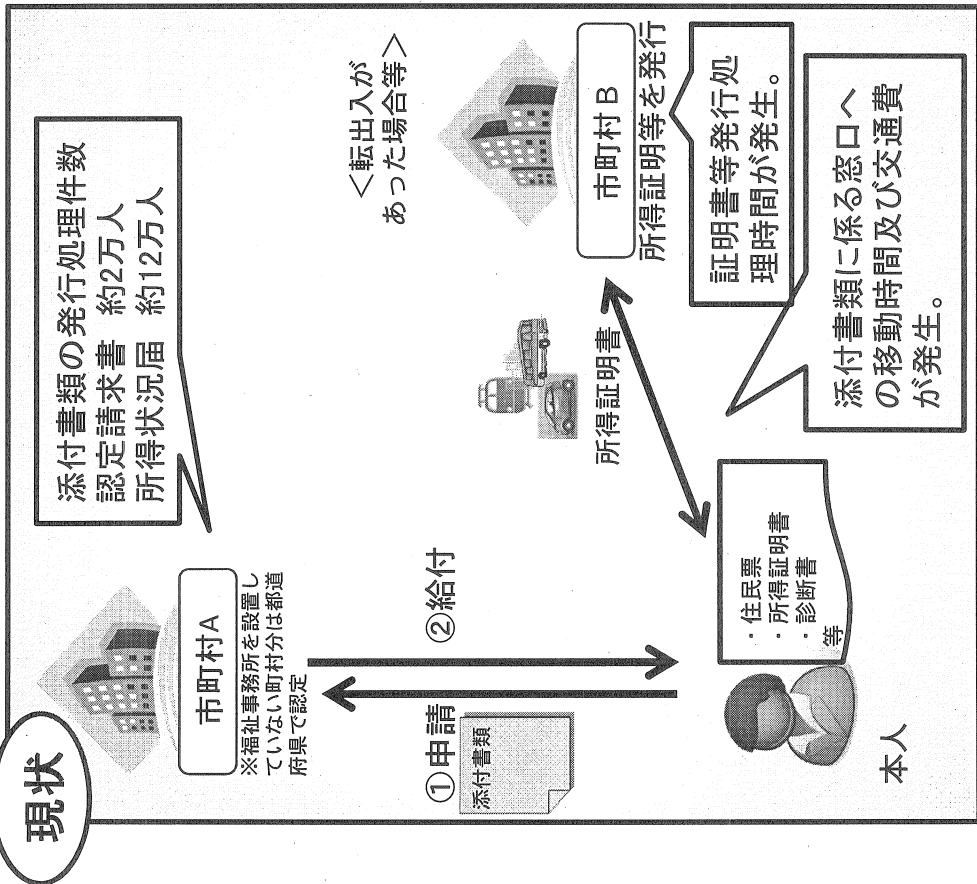
※生活保護申請件数 約28万件(平成24年度被保護者調査)。

特別障害者手当の支給申請

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

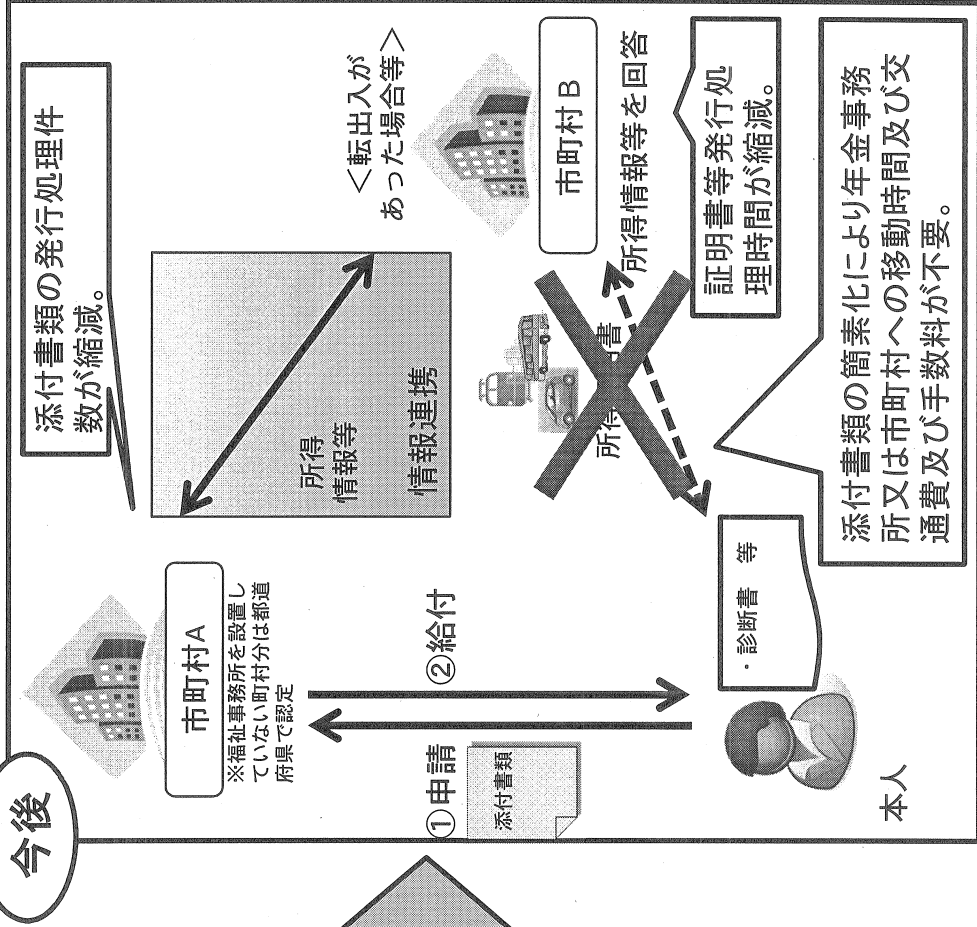
【制度の概要】

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上の場合には支給されない。添付された住民票、所得証明書等に基づき審査。



【番号制度導入後の効果】

住民票、所得証明書の添付を省略し、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要に応じて所得情報等于是他町村に照会。当該情報等に基づき審査。



※認定請求書受付件数 約 2万件(平成25年度福祉行政報告例)。

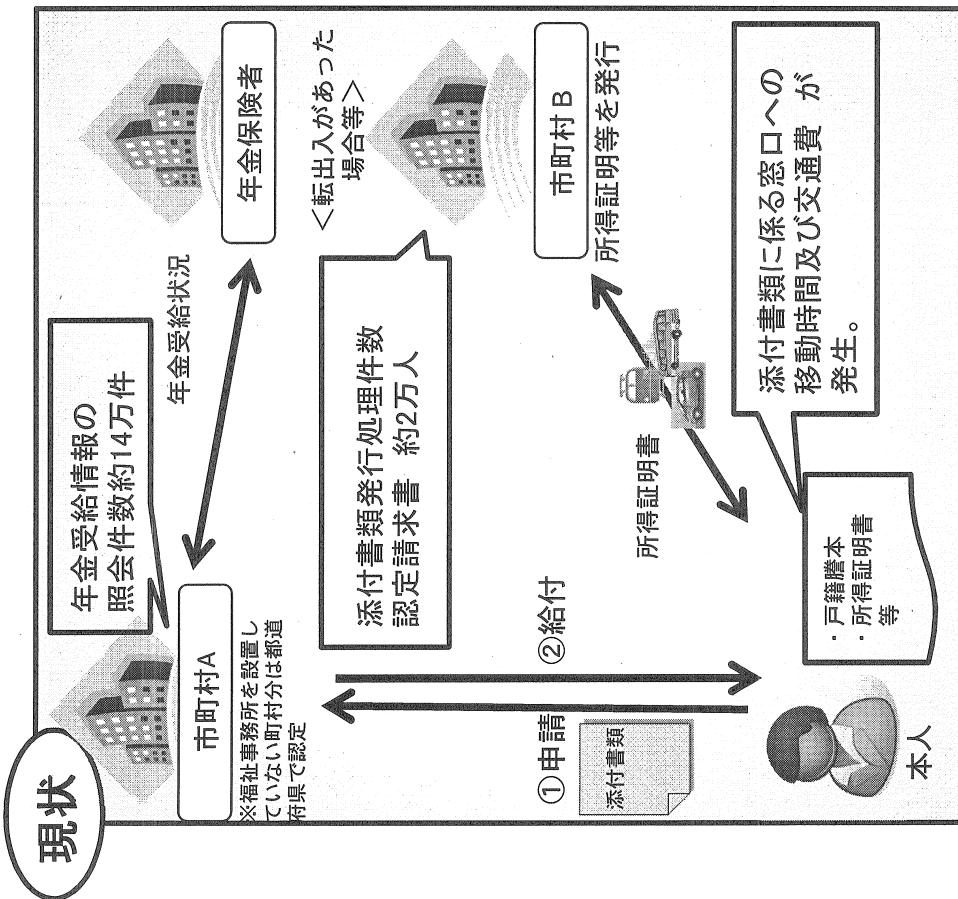
所得状況届受付件数 約12万件

児童扶養手当の認定請求

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更が有りうる。

【制度の概要】

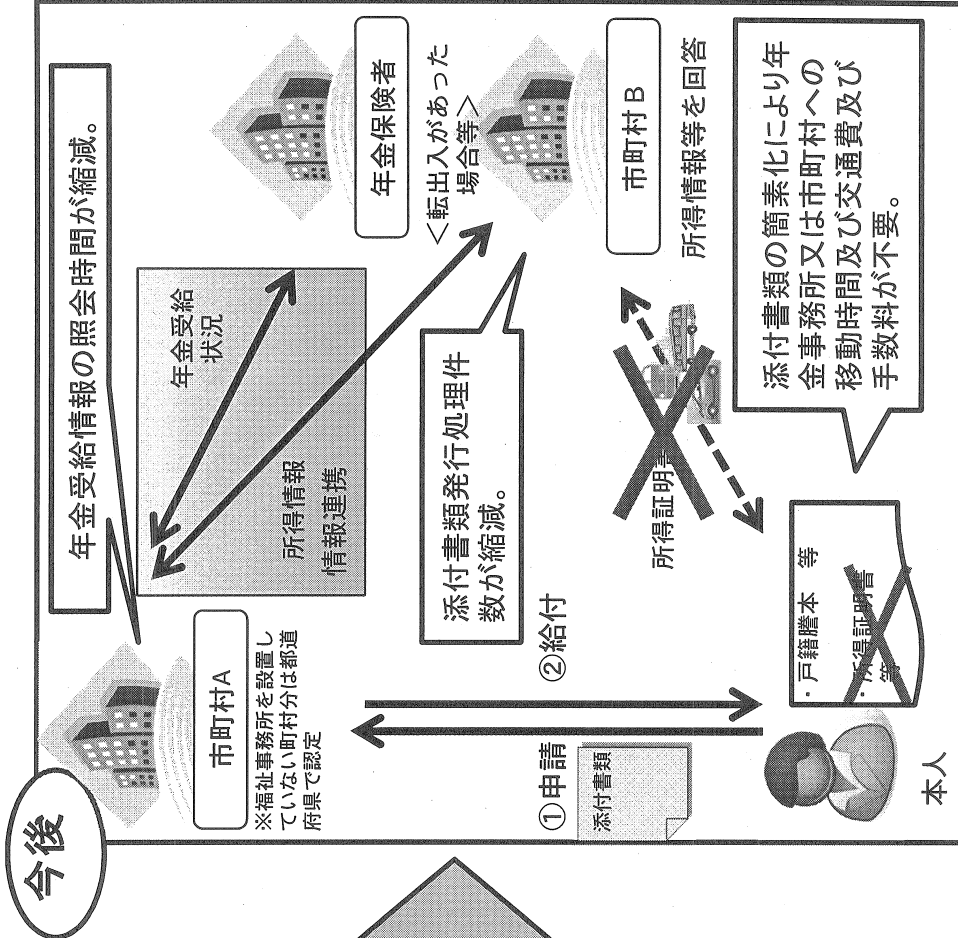
受給資格を証明するため、申請者、配偶者、扶養義務者の所得証明等を添付、添付された住民票、所得証明書等に基づき審査。年金受給状況は、年金保険者に照会。



現状

【番号制度導入後の効果】

住民票、所得証明書の添付を省略し、オンラインで年金受給状況は年金保険者に、必要に応じて所得情報等は他市町村に照会。当該情報等に基づき審査。



今後

※認定請求書受付件数 約 14万件
 現況届受付件数 約110万件(平成25年度福祉行政報告例)

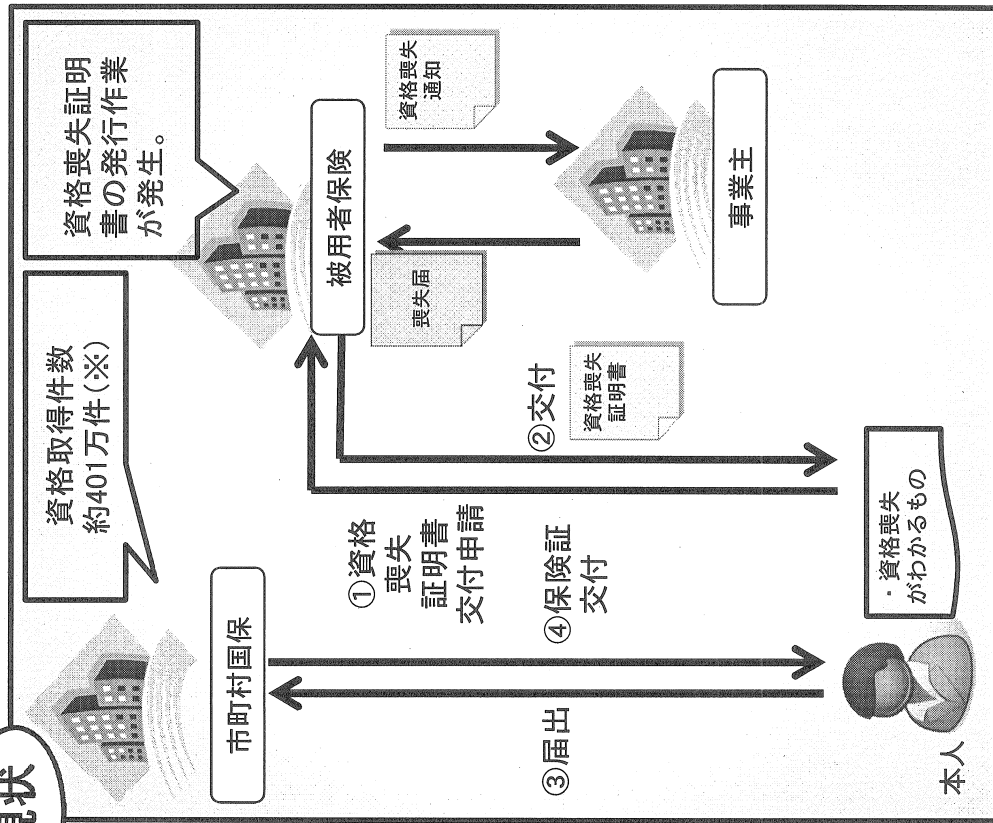
国民健康保険の資格取得の届出

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更が有りうる。

【制度の概要】

資格取得届+被用者保険の資格喪失がわかる書類を確認し、資格取得処理。保険証交付。

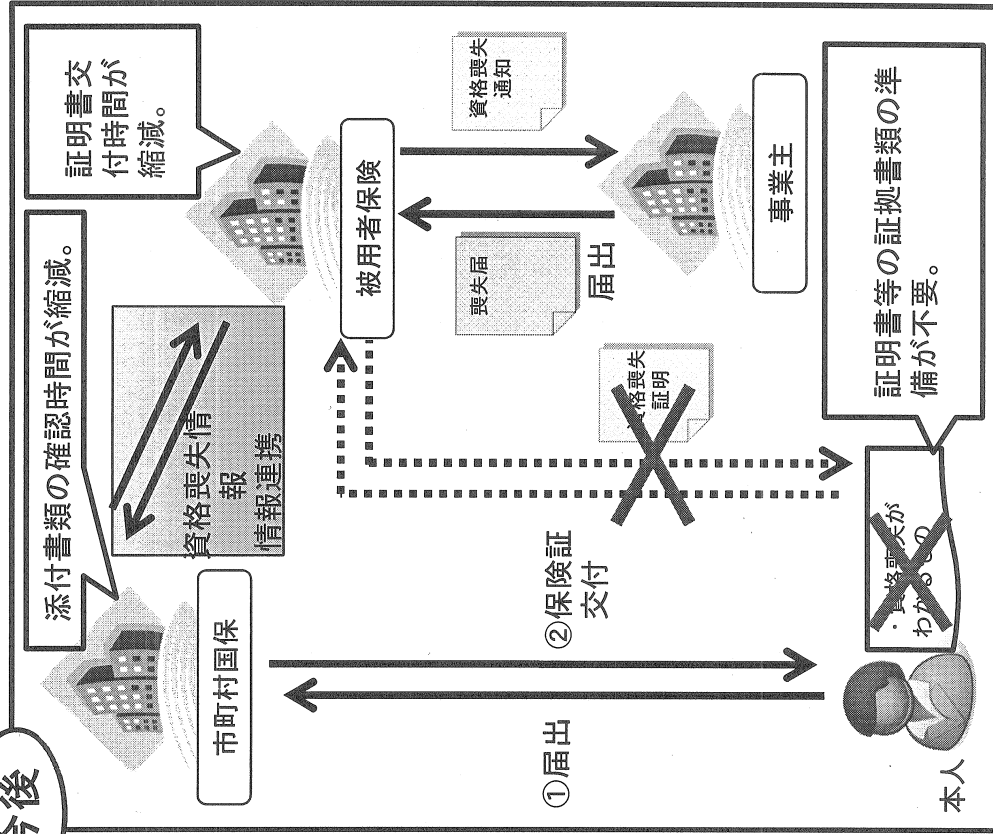
現状



【番号制度導入後の効果】

被用者保険から、情報提供ネットワークシステムを通じて資格喪失情報を受け取り、本人の届出をもって資格取得処理。保険証交付。

今後



(※)被用者保険を離脱し国民健康保険の資格を取得した件数は約401万件(平成24年度国民健康保険事業年報)。

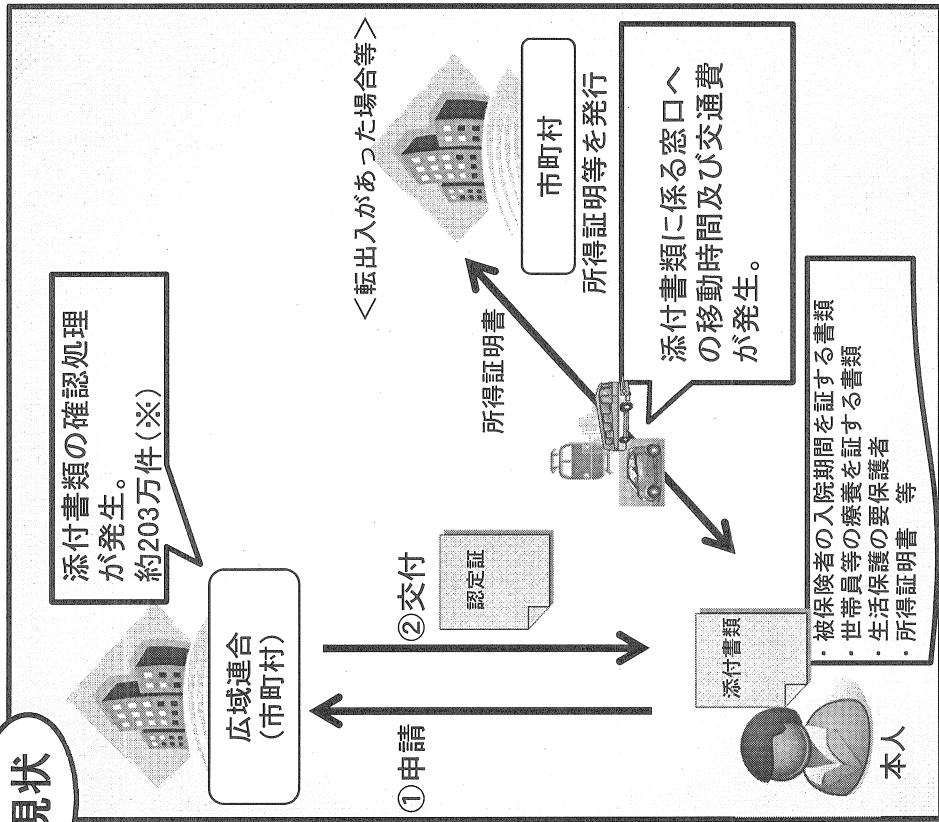
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

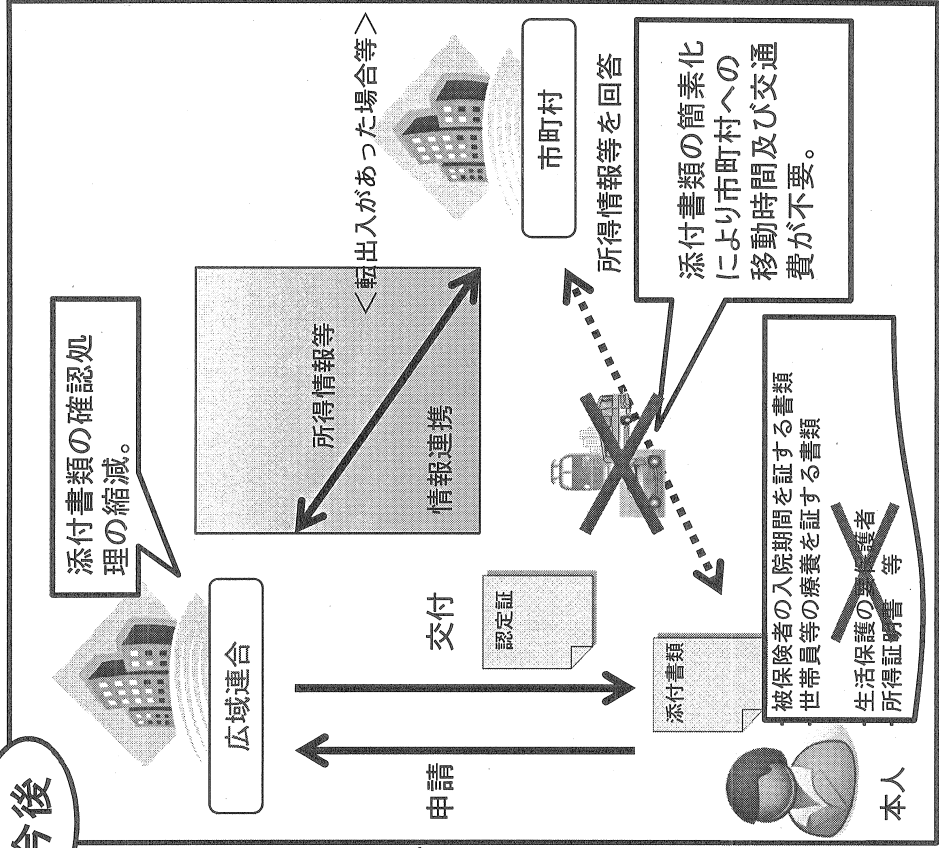
【制度の概要】

限度額適用を受けるため、申請書を広域連合に提出。添付された所得証明書等を基に審査し、認定されると限度額適用・標準負担額減額認定証を交付。

現状



今後



【番号制度導入後の効果】

情報提供ネットワークシステムにより所得情報等を市町村に照会し、所得証明書の添付を縮減。当該情報等に基づき審査。

※被保険者数 約1,517万人(平成24年度末)。

限度額適用認定者数 約203万人(平成24年度「後期高齢者医療制度実施状況調査」より)

転入者(第1号被保険者)の介護保険料算定

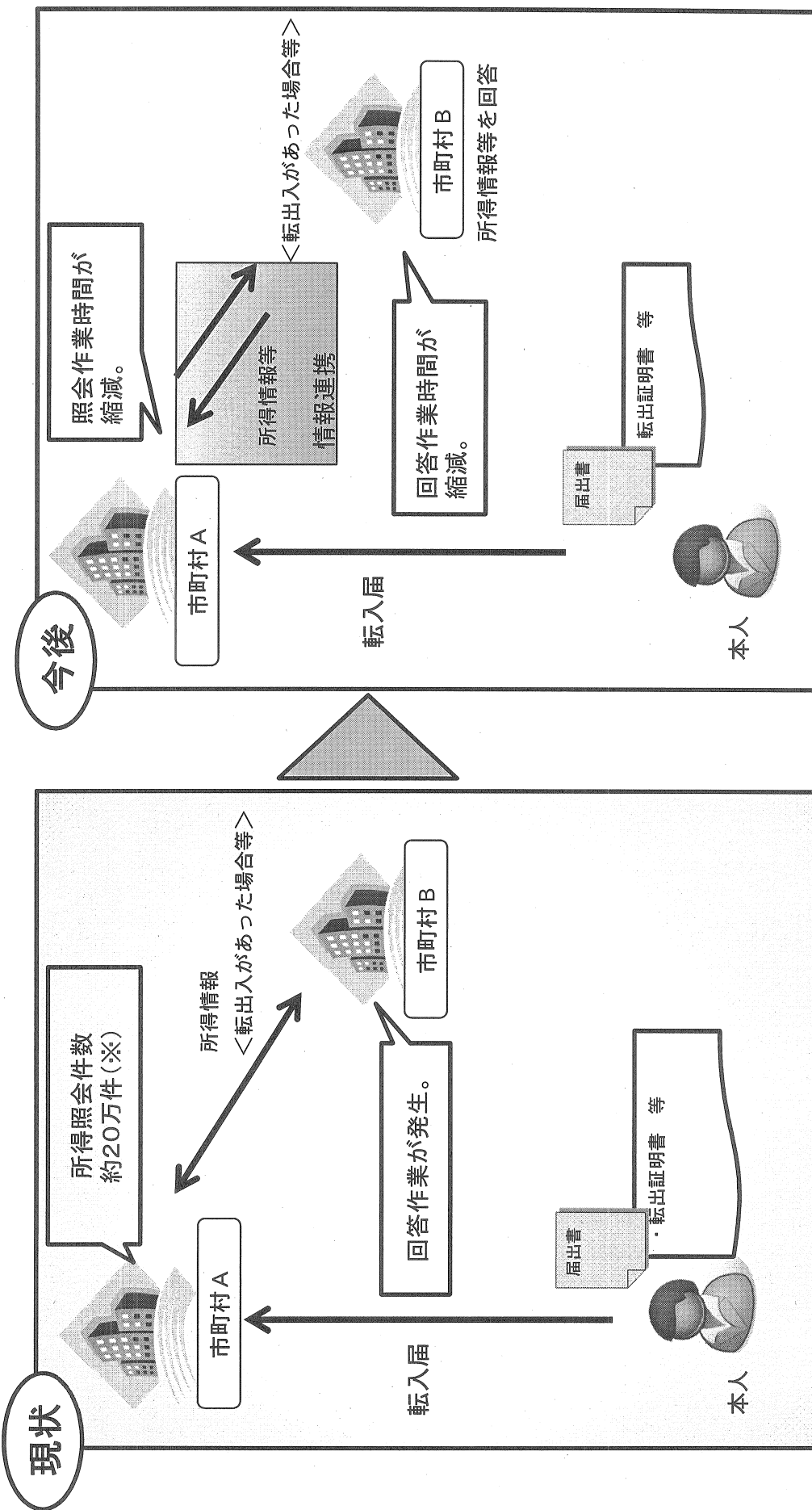
※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】

他の市町村より転入した場合は、介護保険料算定の基礎となる住民税の課税資料について1月1日に住民登録のあった市町村に所得照会を実施。

【番号制度導入後の効果】

情報提供ネットワークシステムにより住民税の課税に関する情報を1月1日に住民票のあった市町村に照会。当該情報等に基づき介護保険料を算定。



※第1号被保険者数 約3,094万人、転入 約20万人(平成24年度介護保険事業状況報告)。

3. 番号制度導入の準備

番号制度導入に当たっては、計画的に、かつ、着実に準備を進めていくことが必要である。

準備事項	具体的内容	主な参照資料
番号を利用する事務の特定	<ul style="list-style-type: none"> 番号を利用する事務、当該事務の所管課及び関係課の確認(洗い出し) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 別表第一、別表第二 主務省令 厚生労働省令 「主務省令事項の整理」
業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現在の業務(事務)フローを基に、個人番号を利用する時点を確認し、新たな業務フローを作成 新たな業務フローの作成に合わせ、添付書類の削減など業務効率化を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 別表第一、別表第二 主務省令 厚生労働省令 「主務省令事項の整理」 特定個人情報データ標準レイアウト 業務フローサンプル(7. 参照)
業務システムの改修	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障関係システム改修要件の整理 システム改修費用の予算措置(予算要求、厚労省への補助金申請) 特定個人情報保護評価の実施 システム改修の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーシステム方式設計書 外部インターフェイス仕様書 地方公共団体の対応例 特定個人情報データ標準レイアウト 特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)

平成28年1月番号利用開始、平成29年7月情報連携開始に向け着実な準備を！

4. 番号制度導入の準備に必要な法令等

番号法別表第一主務省令： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）

- 番号法別表第1に基づき、個人番号を利用する具体的な事務手続を定めたもの。

番号法別表第二主務省令： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）

- 番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会を行う具体的な事務手続、情報提供する特定個人情報の内容を定めるもの。

各種申請書等を改正する厚生労働省令： 各種様式への個人番号の追加等に関する厚生労働省令の改正

- 番号制度の施行に伴い、各種申請書様式や申請項目へ個人番号を追加するための厚生労働省令の改正を実施予定。（H27.2現在、デジタルPMOで改正内容を掲載中）

「主務省令事項の整理」： 番号法別表第一及び第二に規定される主務省令事項の整理

- 個人番号利用事務及び特定個人情報について、別表第1及び第2のそれぞれ項ごとに整理したもの。（デジタルPMOに掲載中）

特定個人情報データ標準レイアウト（事務手続対応版）

- 特定個人情報毎のデータ標準レイアウトと「番号法別表第1及び第2に規定される主務省令事項の整理」による事務手続との対応を整理したもの。（デジタルPMOに掲載中）

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

- 地方公共団体が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針。
- 本ガイドラインを遵守しないと法令違反と判断される可能性あり。

特定個人情報データ標準レイアウト（事務手続対応版）の記載内容

※記載時点での考え方を示したものの。
（平成27年2月6日デジタルPMOより抜粋）

- 特定個人情報毎に情報提供者、データ定義（項目名、データ型、項目説明等）及び当該特定個人情報を使用する事務手続との対応を整理したもの。
- 情報連携する特定個人情報の詳細な内容が把握できる。

（例）

情報提供機関	情報種別	データ項目	データ型	データ定義 （項目名、データ型、項目説明）	データ連携 可否	データ連携 回数	データ連携 時期	情報提供状況		備考							
								提供可能となる情報の状況	提供可能となる情報の範囲								
情報提供機関	情報種別	データ項目	データ型	データ定義 （項目名、データ型、項目説明）	データ連携 可否	データ連携 回数	データ連携 時期	提供可能	提供可能となる情報の範囲								
								1	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								2	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								3	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								4	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								5	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								6	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								7	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								8	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								9	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								10	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								11	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								12	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								13	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								14	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
15	児童手当受給者 情報	数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲									

A 特定個人情報の番号、名称及び情報提供者

情報提供機関	情報種別	データ項目	データ型	データ定義 （項目名、データ型、項目説明）	データ連携 可否	データ連携 回数	データ連携 時期	情報提供状況		備考							
								提供可能となる情報の状況	提供可能となる情報の範囲								
情報提供機関	情報種別	データ項目	データ型	データ定義 （項目名、データ型、項目説明）	データ連携 可否	データ連携 回数	データ連携 時期	提供可能	提供可能となる情報の範囲								
								1	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								2	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								3	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								4	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								5	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								6	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								7	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								8	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								9	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								10	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								11	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								12	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								13	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
								14	児童手当受給者 情報		数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲
15	児童手当受給者 情報	数値	児童手当受給者 情報	可	10	児童手当受給者 情報	提供可能	提供可能となる情報の範囲									

B・情報提供ネットワークを通じて連携するデータ項目及びデータ型・桁等を示した欄
 ・中間サーバーへの副本登録時のデータについては、当該データ定義に準拠する必要がある。

C 照会する手続、照会者、照会条件、照会時に使用したいデータ項目を示した欄
 【情報照会条件】
 ①規定：現時点の最新情報を照会
 ②時点指定：過去の時点における最新情報を照会
 ③範囲指定：一定期間の情報をまとめて照会

※レイアウトの詳細な見方は、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」を参照

5. 業務フローの確認及び見直し

- 各地方公共団体においては、個人番号利用事務、情報連携を行う事務とその内容、申請書等の変更などをご確認いただき、既存の業務フローの変更箇所等の確認を進めていく必要がある。

1 現行業務フローの確認

現行業務フローの確認(存在しない場合は作成)に当たっては、以下のポイントに注意する。

- ① 次の情報が網羅されているか。
 - ・業務関係者及び組織体(申請者、自団体の自組織職員及び他組織職員、他団体の関係者等)
 - ・取り扱う情報(申請情報、組織内で保有している情報、他組織から入手する情報等)
 - ・情報格納場所(業務システム、出力帳票等)
- ② 業務及び情報の流れ並びに処理の判断が明確かつ正しく整理されており、実際の業務と相違ないか。

2 見直し後業務フローの作成

現行業務フローを元に、以下の観点から番号制度導入後の業務フローを作成する。

- ① 情報連携で入手することになる情報は、文書照会・添付書類での確認からシステム間情報連携へ変更
- ② 制度導入に伴い業務処理の標準化、効率化の余地がないか(他業務と比較し複雑な処理がないか等)。

※業務フローサンプル(デジタルPMOに掲載)

社会保障関係事務・手続における番号制度導入後の業務フローサンプルを提示するので、参考の上、自治体独自の業務フローを作成すること(サンプルはあくまで一例であり、自治体の業務を踏まえて作成すること)。

6. 業務システム改修に係る国庫補助等

1 補助対象団体

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)

※ 介護保険等の一部事務組合又は広域連合(以下「一部事務組合等」という。)も対象。

2 補助対象システムと対象経費等

(1) 補助対象システム

- ① 都道府県……生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム
- ② 市町村……生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分)、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

(2) 対象経費

社会保障・税番号制度導入に必要な業務システムの改修(番号対応部分)に係る経費。

表 各年度事業における対象経費

事業	対象経費
26年度事業	システム設計、プログラム開発・単体テスト
27年度事業	プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト
28年度事業	総合運用テスト

※ 26年度に交付申請行っていない自治体(26年度に交付申請を行っても申請額が基準額を下回る自治体も含む。)は、27年度に26年度事業分の申請が可能。

パッケージソフトの場合であっても、番号対応部分に係る対象経費を抽出した上で、上記区分に分けて申請する必要がある。

(3) 社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修の例

- 個人番号利用に伴う表示機能(画面、帳票)の改修
 - データベースにおけるデータ項目の追加
 - 個人番号による検索機能の追加
 - 情報連携に伴う業務プログラムの改修
(中間サーバーへの情報提供データの抽出、情報照会内容の表示等) 等
- ※ 中間サーバー・ハードウェアの整備経費等を除く。

3 補助額

- 補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の 2/3(国民年金、及び障害者福祉のうちの特別児童扶養手当については、10/10)
- ※ 千円未満の端数は切り捨て、地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。
- 国庫補助基準額は、予算の範囲内において、想定事業費(注)を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出。
- 基準額は、人口規模で公平に算出するため、単純に人口規模区分に当てはめるのではなく、自治体の人口数に応じて基準額が増加するように算出。また、1次交付、2次交付以降を通じて同様の算出方法とすることで、公平に算出。
- なお、基準額は、一般分及び国民年金・特別児童扶養手当分の区分で設定。各自治体は、当該区分ごとの配分額の範囲内で、システム別に事業費を配分し交付申請することが可能。

4 27年度予算政府案

27年度はシステム改修に必要な経費(プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト分)

■ 国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

(単位:億円)

項目		H26	H27
社会保障システム (国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理)	事業費	271.1	225.3
	国庫補助	185.3	154.2

■ 国庫補助率

・補助率 = $\frac{2}{3}$: 国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分※)、障害者福祉(特別児童扶養手当を除く)、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理
 ※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

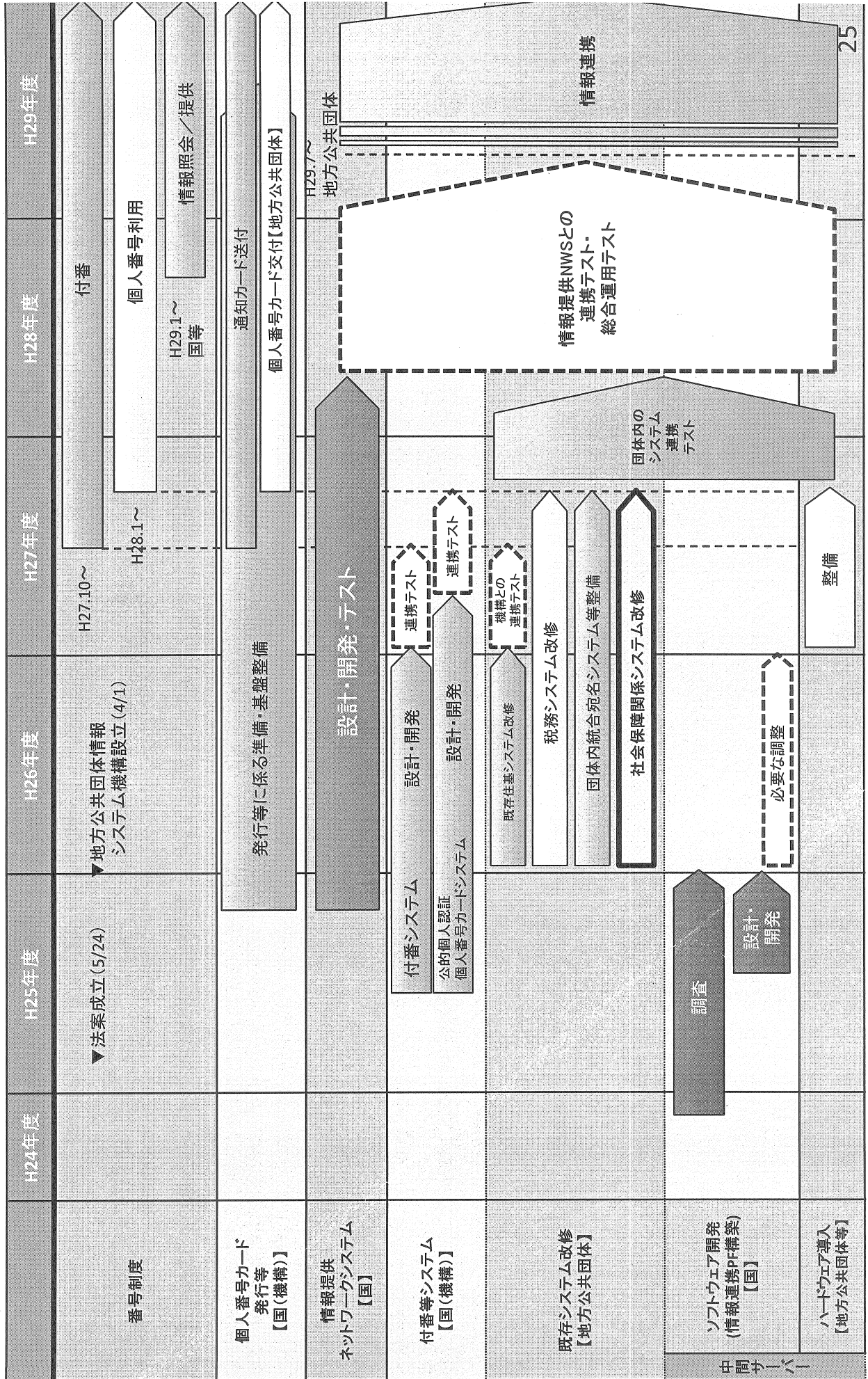
・補助率 = $\frac{10}{10}$: 国民年金、特別児童扶養手当

■ 社会保障システムの地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。

(参考) 地方公共団体の社会保障関係システム

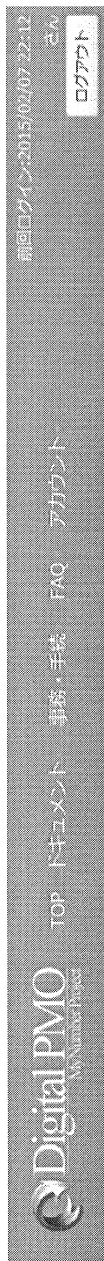
システム名		概要
都道府県・ 市町村	生活保護システム	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	障害者福祉システム	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	児童福祉システム	児童手当、児童扶養手当等の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理、その他保育所保育料の算定等を行うシステムを指す。
市町村	国民年金システム	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステムを指す。
	国民健康保険システム	国民健康保険の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	介護保険システム	介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。
	健康管理システム	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理、その他保健衛生等の管理を行うシステムを指す。

(参考) 番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



(参考) デジタルPMO(番号制度に関する情報伝達のインフラ)

社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方公共団体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール

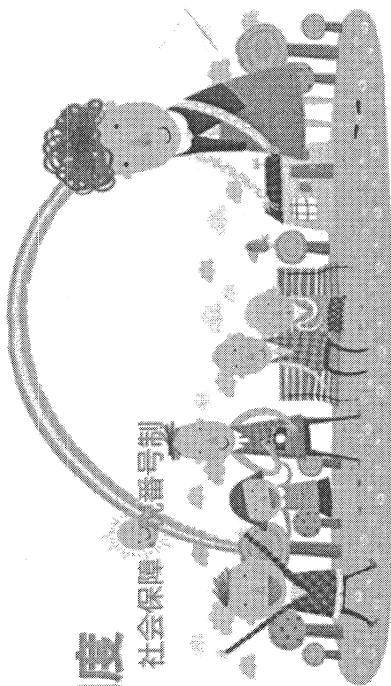
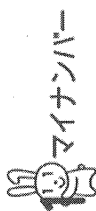


内閣官房
Cabinet Office

社会保障・税番号制度

国民生活を支える社会的基盤として、社会保障の番号制度を導入します。

公開サイトはこちら



お知らせ

文書一括管理・公開機能

内閣官房、関係府省から提供される番号制度に関する資料のほか、各自治体から登録された番号制度への取組情報の共有が可能

過去の通知はこちら

事務・手続、データ標準ダウンロード

最新の番号利用事務・手続、データ標準レイアウトはデジタルPMOからダウンロード

FAQ・問い合わせ機能

平成27年2月現在200件以上のFAQを搭載(順次追加)
FAQにない質問はフォームで問合せ可能

利用にはインターネットに接続可能なパソコンとアカウントが必要。
アカウントは各自治体の番号制度担当窓口で発行可能